



公道走行 ガイドブック

**直接装着するタイプの作業機を付けた
農耕トラクタが公道走行できるようになりました**

国土交通省が農耕トラクタに関わる道路運送車両法の運用を見直し、
保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなりました



保安基準緩和の認定条件に基づく制限事項に対応することで、
農耕トラクタに作業機を装着しても道路走行できるようになりました



本ガイドブックは、どうすればこの認定条件に基づく制限事項に
対応できるのかを農機販売店の皆様に周知するためのものです

後写鏡(バックミラー)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値			
44条	後写鏡等	備え付け	自動車には、後写鏡を備えること。		
		性能・取付位置等	構造	走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。容易に方向の調整をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。	
				性能	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の自動車
		上記を超える自動車	運転者席において、自動車の左右の外側線後方50m迄の間にある車両の交通状況及び左外側線付近(運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できること。		
取付位置	自動車の最外側から250mm以上突出しないこと。				

番号灯(ライセンスランプ) ※小型特殊自動車は除く。

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値			
36条	番号灯	備え付け	自動車の後面には、番号灯を備えること。		
		性能・取付位置等	性能	夜間後方20mから、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標の番号等を確認できること。(番号灯試験機を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものでないこと。	
				灯光の色	白色であること。
		構造	運転者席において消灯出来ない構造、または前照灯、前部霧灯もしくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯出来ない構造であること。(ただし、前照灯または前部霧灯をバッシング用に点灯させる場合は除く)点滅しないものであること。番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。		
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。				

お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会
TEL 03-3433-0415

日農工ホームページ: <http://www.jfmma.or.jp>

目次

- ① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか? 1
- ② どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない? 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない? 1
- ④ まとめ 7

1 どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか？

作業機を装着していない状態で、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる農耕トラクタ(小型特殊自動車及び大型特殊自動車)しか道路走行できません。

作業機を装着していない状態で道路走行できるトラクタか否かを確認してください。大抵の場合、農耕トラクタメーカー発行の取扱説明書に記載されています。

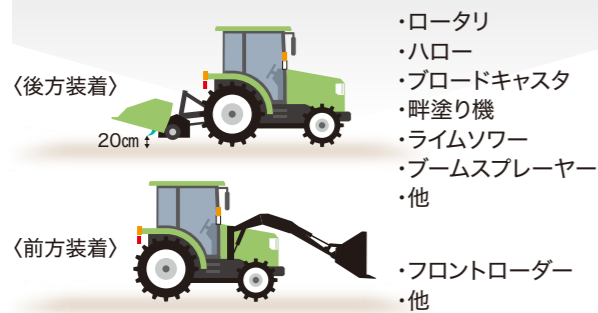


2 どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない？

本ガイドブックは、農耕トラクタに直接装着し、持ち上げて走行するタイプの作業機(以下、直装タイプの作業機)が対象になります。また、各種農耕作業を行うものや農業機械等の運搬を行うトレーラタイプの作業機も道路運送車両法上、

大型特殊自動車又は小型特殊自動車に分類される「農耕作業用トレーラ」として新たに位置付けられ、道路走行が可能になりました。(詳細は「農耕作業用トレーラをけん引する農耕トラクタの公道走行ガイドブック」を参照)

直装タイプの作業機



- ・ロータリ
- ・ハロー
- ・ブロードキャスト
- ・畔塗り機
- ・ライムソフナー
- ・ブームスプレーヤー
- ・他
- ・フロントローダー
- ・他

被けん引タイプの作業機



- ・ロールベアラー
- ・トレーラ
- ・マニュアルスプレッド
- ・バキュームカー
- ・他

3 どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない？

次の(1)～(6)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合は、道路を走行できます。運行にあたっては道路交通法、道路法及び道路管理条例等を厳守すること。

(1) 許可/検査登録に関して

自動車の種類と大きさにより、下表のとおり申請や検査登録が必要となります。

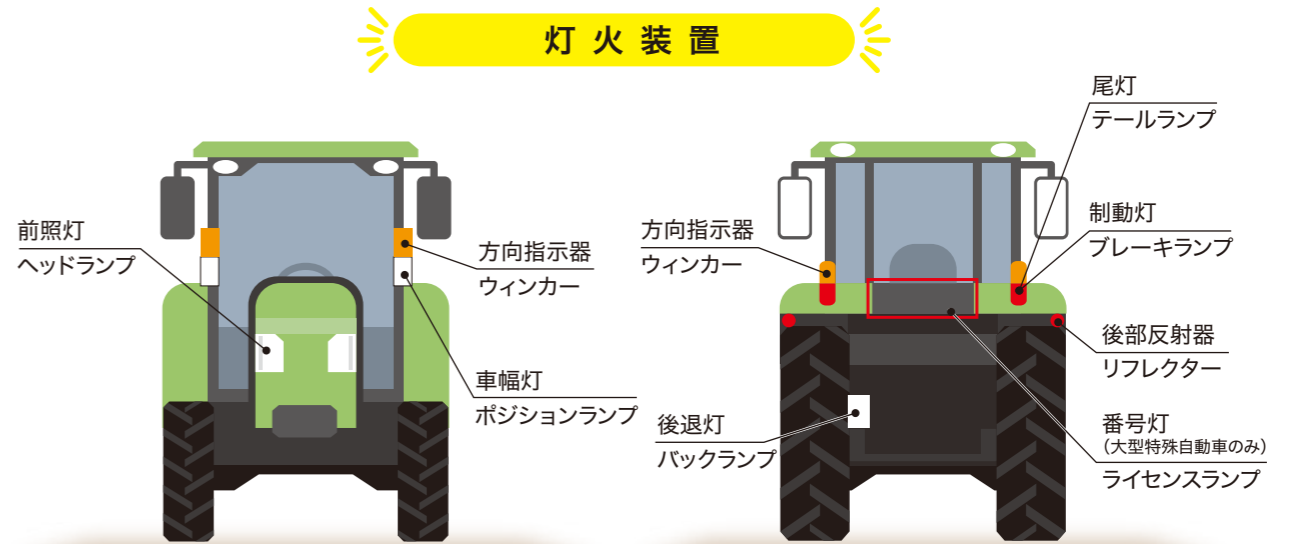
	農耕用小型特殊自動車*	農耕用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを全て超えない場合	公示一括緩和を適用した車両として使用者(農業従事者)が個別に申請する必要はありません	全国の運輸支局等で検査登録が必要です
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります ・道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査登録が必要です ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります ・道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります

(注)いずれの場合も農耕トラクタの使用者が、保安基準適合性を確保する必要があります。

* 最高速度35km/h未満のもの

(2) 灯火装置及び反射器の取付け位置に関して

① トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、他の交通からの被視認性を確保できていれば、灯火装置を移設又は増設しなくても道路を走行できます(前方に作業機を装着する場合も同じ)。

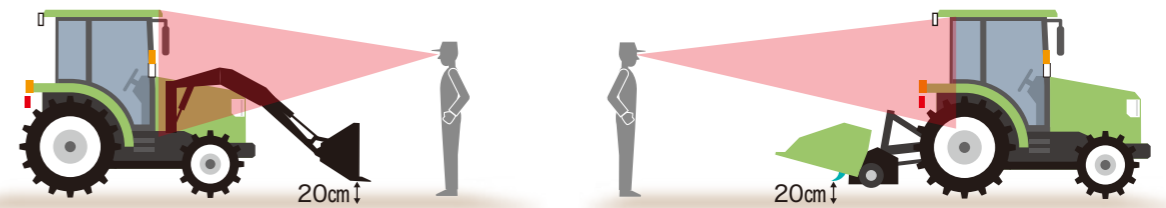


灯火装置、反射器の位置はトラクタのメーカー、シリーズ、型式により異なります。
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取付け義務がないので、トラクタに装備されていない場合は確認の必要はありません。

灯火装置の視認性確認

<前方装着の作業機の場合>

<後方装着の作業機の場合>



道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認
例えば、ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

■各種灯火器の視認性確認位置

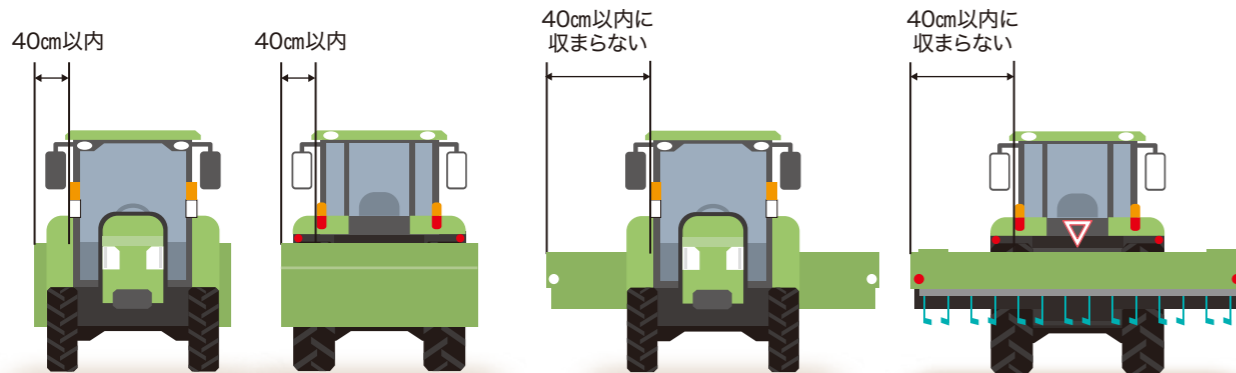
前照灯(ヘッドランプ)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	制動灯(ブレーキランプ)	昼間に後方100mから確認できること
車幅灯(ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること	後退灯(バックランプ)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯(テールランプ)	夜間に後方300mから確認できること	方向指示器(ウインカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
後部反射器(リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	番号灯(ライセンスランプ)	夜間に後方20mから自動車登録番号標の数字等の表示を確認できること

② ①の場合でも、トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置の最外縁が、それぞれ最外側から40cm以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

○ <40cm以内に装備されている場合>

✕ <作業機の全幅(最外側)から、40cm以内に収まらない場合>

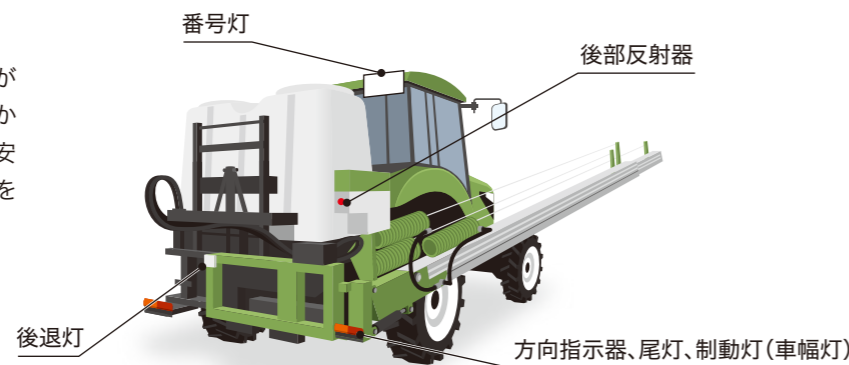


■道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドランプ)	最外側から可能な限り40cm以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下
車幅灯(ポジションランプ)※	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
尾灯(テールランプ)※	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
制動灯(ブレーキランプ)※	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後退灯(バックランプ)※	高さは地上25cm以上、可能な限り120cm以下
方向指示器(ウインカー)	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
番号灯(ライセンスランプ) →大型特殊自動車のみ	ナンバープレートを照らすことができる位置

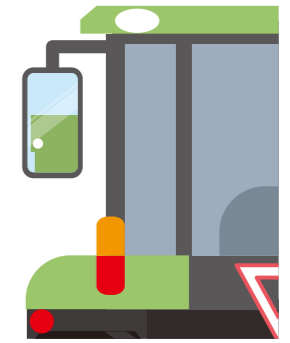
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、取付けが義務付けされていません。

③ 作業機の装着により、灯火装置等が視認不能となる場合は、他の交通からの被視認性を確保するため、保安基準に準じた位置に灯火装置等を新たに装着する必要があります。



※回転灯が備えつけられている場合、結線を外したり覆いを被せるだけでなく、道路走行時は必ず取り外してください。

④ 後写鏡で作業機の左右一番外側が見えない場合には後写鏡の取り付け位置を変更して、見える位置にする必要があります。



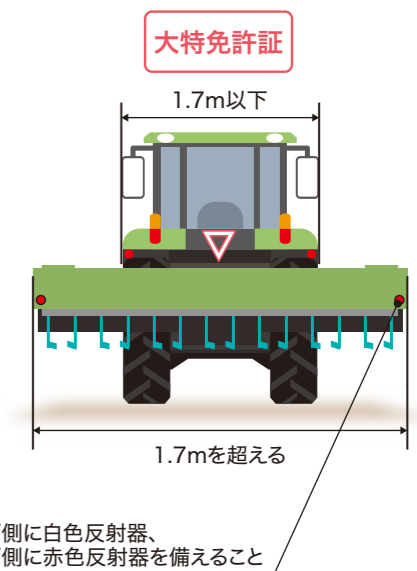
(3) 特定小型特殊自動車のトラクタに関して

① 特定小型特殊自動車(全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタ)は、幅1.7mを超える作業機を装着しても、前照灯、後部反射器、方向指示器が他の交通からの被視認性を確保できていれば、車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯を増設しなくても道路を走行できます。但し、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

② 幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。

③ 作業機を装着して全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える寸法で道路を走行する運転者は、大型特殊自動車の運転免許証(「農耕用に限る」を含む)を取得している必要があります。



(4) 安定性に関して

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)であれば、道路標識等に従い、運行速度制限を受けることなく通常(ただし、(1)により速度制限を受けるものは除く。)で道路走行できます。作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度又は35度(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

・運行速度15km/h以下で道路走行すること

・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、運行速度15km/h以下で走行することを作業機後面及び運転席に表示すること(ただし、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

その他留意事項

・作業機を装着して最低地上高を20cmにした状態での最大安定傾斜角度を順次調査し、運行速度が15km/hに制限されないことが確認されたトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。



※車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



【日農工ホームページアドレス: <http://www.jfmma.or.jp>】

(5) 操舵輪の分担荷重等に関して

作業機を装着した状態で、かじ取り車輪にかかる荷重が車両総重量の20%未満では道路走行できません。フロントウエイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。また作業機装着時にタイヤの許容荷重を超えないことを確認してください。詳しくはトラクタ・作業機メーカー等にお問合せください。

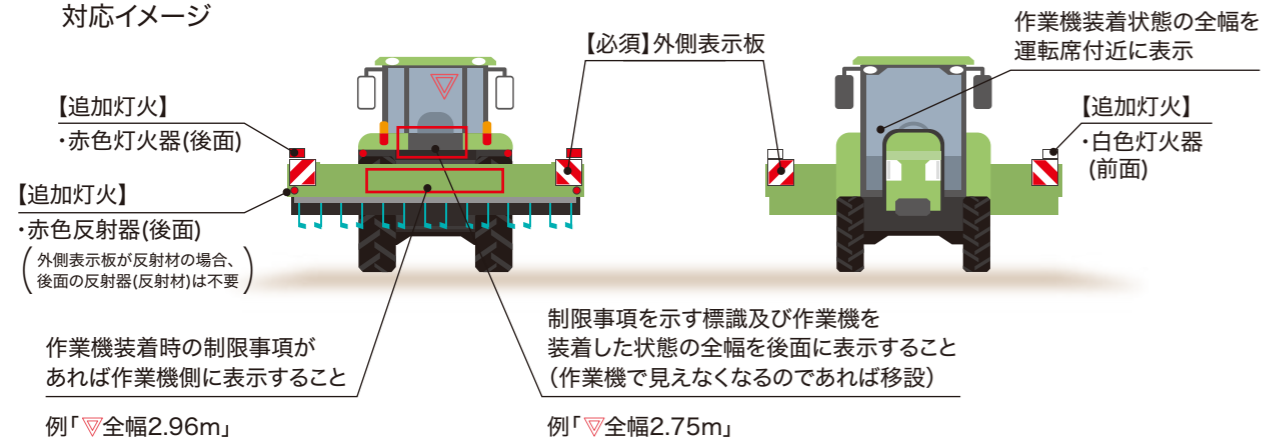


(6) 全幅が2.5mを超過する場合に関して

トラクタ本体や作業機的全幅が2.5mを超過する場合は、道路管理者(国が管理する国道:地方整備局等、都府県が管理する国道・都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、特殊車両通行許可(P6参照)を得る必要があります。(農道は許可を得る必要がありません)

- ① 作業機的全幅が2.5mを超えていて灯火装置がそれぞれ最外側から40cm以内の場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。(作業機的全幅がトラクタ的全幅より小さい場合を除く)
 - ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
 - ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、作業機を装着した状態の全幅を作業機後面及び運転席に表示すること
- ② 作業機的全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。(作業機的全幅がトラクタ的全幅より小さい場合を除く)
 - ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
 - ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、作業機を装着した状態の全幅を作業機後面及び運転席に表示すること
 - ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること
 - ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること
- ③ トラクタが単体で緩和を受けている場合、作業機を装着した場合でも、トラクタに備えられた後面の制限を受けた標識(▽)とトラクタ的全幅表示が見えることを確認してください。見えない場合にはトラクタの制限標識と全幅の表示位置を変更してください。

■作業機的全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合の対応イメージ



(7) 特殊車両通行許可について

道路法の道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両は、道路構造の保全と交通の危険防止の観点から、道路法で定められた「特殊車両通行許可」を道路管理者から得る必要があります。

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値(最高限度)を1つでも超える場合は、特殊車両に該当するので特殊車両通行許可が必要になります。

		一般的制限値(最高限度)の原則
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m
	最小回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0t
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
	輪荷重	5.0t

※リアオーバーハングは特殊車両通行許可の対象外なので申請不要

申請にあたっては、以下の書類が必要となります。その他必要な書類は申請する道路管理者へ確認してください。

- ・特殊車両通行許可申請書
 - ・車両諸元に関する説明書
 - ・車検証
 - ・通行経路図・通行経路表 等
- ※複数の車両をまとめて申請する場合は車両内訳書が必要

また申請先は、走行経路によって異なります。

- ① 出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するとき: その管理者の窓口
※国道であっても国が管理する区間と都府県が管理する区間があります。
- ② 走行経路が二つ以上の道路管理者の管理する道路に係るものであって、国が管理する国道を含むとき: 国
- ③ 国が管理する国道を含まず、都道府県または政令市が管理する道路が含まれるとき: いずれかの管理者※
※政令市以外の市町村に対しては複数の道路管理者にまたがる申請はできません。

まずは自分の走行する道路がどの道路管理者が管理するものであるのか確認する必要があります。最寄りの市町村役場の道路担当窓口を確認してください。

▶詳細は以下のサイト等を確認ください。
<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/>
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisy_20111220.pdf
<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

(1) 運転免許

トラクタで道路を運転するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。

制限	トラクタに作業機を装着した状態の寸法が全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、全長4.7m以下、且つ、最高速度が15km/h以下の場合	左記の寸法・運行速度の制限をひとつでも上回る場合
必要な運転免許証	小型特殊免許 (大型免許/中型免許/準中型免許/普通免許/大型特殊免許/大型二輪免許/普通二輪免許 も含む)	大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)

(2) 保安基準への適合性確認

車両の種類によって申請/検査登録の要否が異なります。

車両の種類	農耕用小型特殊自動車	農耕用大型特殊自動車
保安基準への適合性の確認	公示一括緩和を適用した車両として使用者(農業従事者)が個別に申請する必要はない。但し、使用者が保安基準適合性を確保する責任を負う	全国の運輸支局等で検査登録が必要かつ作業機装着時に必要な緩和内容を車検証に追記することが必要(作業機を装着した状態で検査を受ける必要はありませんが、保安基準を満たしている証である作業機装着検討書が作業機ごとに必要です。)

(3) 基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器類の視認性や安定性、幅で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

・トラクタ単体の緩和は除く

基準緩和項目	機体寸法	作業機の全幅が2.5m以下	作業機の全幅が2.5m超え	運行に当たっては、道路交通法、道路法、農道管理条例等を厳守すること
灯火器類の視認性 対象の灯火器類 前照灯 車幅灯(最外側からの取付位置) 尾灯(最外側からの取付位置) 後部反射器(最外側からの取付位置) 制動灯(最外側からの取付位置) 方向指示器(最外側からの取付位置) 側面方向指示器(前端からの取付位置) 非常点滅表示灯(最外側からの取付位置) 後退灯(個数及び取付位置) 番号灯	全ての灯火が他の交通からの被視認性を確保できている場合	制限事項① 全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタで、車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯を備えないものが幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、 ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること ・左右両側に後写鏡(バックミラー)を備えること	制限事項② ・道路管理者(国が管理する国道・地方整備局等、都府県が管理する国道・都道府県道・各都道府県、市町村道・各市町村)から、特殊車両通行許可を得ること(農道は許可を得る必要がありません) ・制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機の後面に、作業機を装着した状態の全幅寸法を作業機後面及び運転席に表示すること ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、 <u>外側表示板</u> を備えること	
	最外縁から40cmを超える灯火器がある場合	制限事項③ ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、 <u>白色反射器</u> を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、 <u>赤色反射器</u> を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に装着すること	制限事項④ ・制限事項②に対応すること ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、 <u>白色灯火器</u> (光度300カンテラ以下)を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、 <u>赤色灯火器</u> (光度300カンテラ以下)及び赤色反射器を備えること	
他の交通からの視認性が確保できない灯火器がある場合(基準緩和項目にないので対応を要する)	・被視認性が確保できない灯火器は保安基準を確保する位置に、灯火器を新たに装着すること(移設・増設)			
安定性	最大安定傾斜角度が30度以上または35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)の場合	・通常で道路走行できる(リアオーバーハングの速度制限を受けない場合)		
	最大安定傾斜角度が30度以上または35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合	制限事項⑤ ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、運行速度15km/h以下で走行することを作業機後面及び運転席に表示すること		
操舵輪の分担荷重 ※基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと	操舵装置の車両軸重量が20%以上	・作業機を装着した状態で操舵装置の車両軸重量が20%以上あれば道路走行できる		
	操舵装置の車両軸重量が20%未満(基準緩和項目にないので対応を要する)	・作業機を装着した状態で操舵装置の車両軸重量が20%未満であれば、フロントウエイト等を追加装着し、20%以上となるようにして道路を走行すること		

※後退灯(バックランプ)や番号灯(ライセンスランプ)は基準緩和と制限の対象外だが、被視認性が確保できない場合は、保安基準を確保する位置に移設又は新設する必要がある

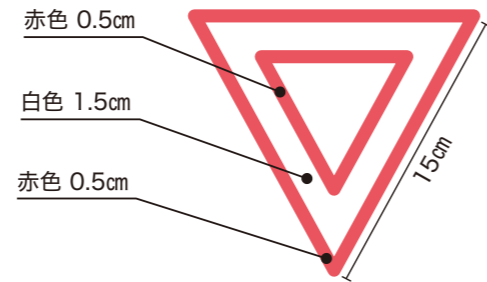
(4) 制限標識

前記3-(1)～(4)及び(6)の緩和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条
第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)

- ※形状は倒立正三角形とすること
- ※寸法、色を反映させること



(5) 全幅や最大安定傾斜角度の緩和を受ける場合

全幅や制限速度の表示

- ・作業機を装着した状態の全幅表示例(作業機後面)
- ・最大安定傾斜角度の基準を緩和された場合は、最高速度15km/h以下の制限速度を表示すること(作業機後面)
- ・全幅や制限速度を運転席にも表示すること
- ・全幅と制限速度の両方の緩和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」の順に表示すること
- ・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(▽)はひとつでも可



(6) 反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから推奨品や取付け要領等が販売されています。

反射器



白色(前面)



赤色(後面)

灯火器



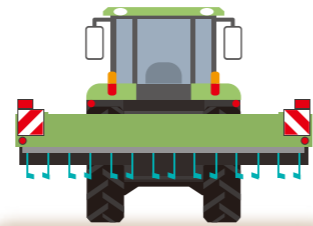
白色(前面)



赤色(後面)

外側表示板

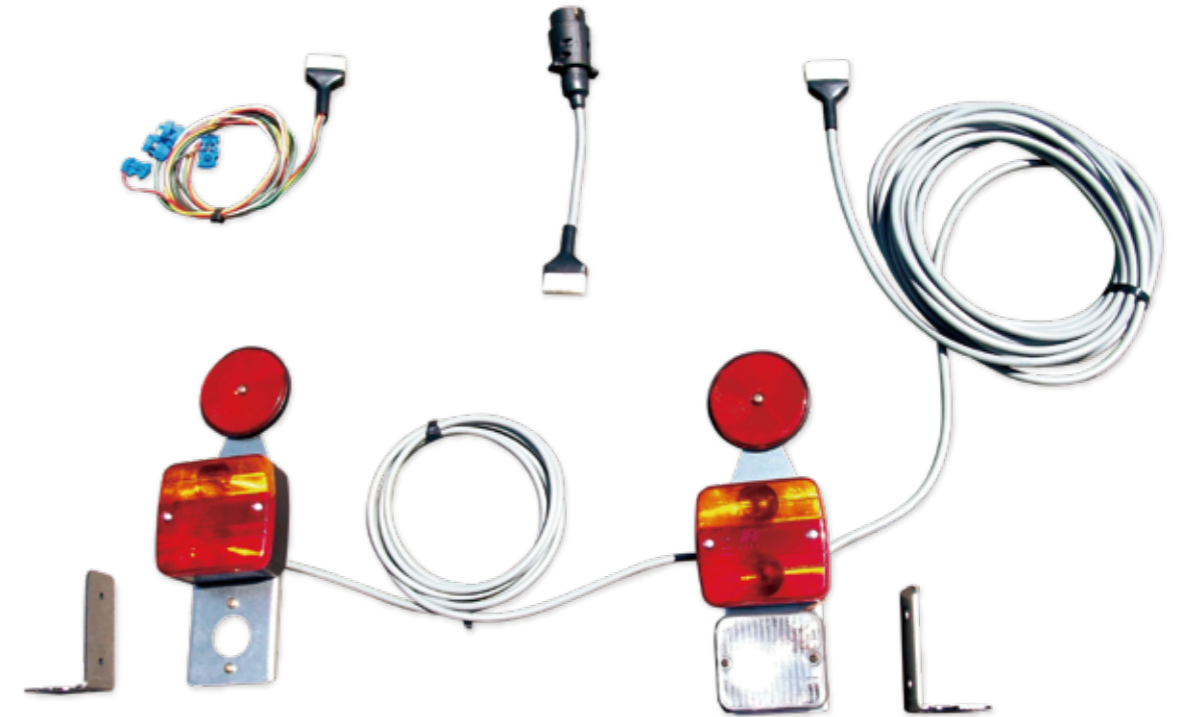
ゼブラシート
寸法28.2cm×28.2cm以上



機体を見てゼブラが上図のように外開きになるように備えること

(7) 灯火類のキットについて

トラクタや作業機メーカーから各種灯火器セットが出ております。必要に応じて購入・装着ください。



(8) 灯火器類の保安基準適合要領(ご参考)

詳細については国土交通省HPで道路運送車両法の保安基準原文を確認してください。

前照灯(ヘッドランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値		
32条	走行用前照灯	備え付け	自動車の前面には、次基準適合する走行用照灯を備えなければならない。	
		性能	確認距離	夜間前方50mの障害物を確認できること。かつ、最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。 照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。
			灯光の色	白色であること。
			照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。
		灯火の個数	2個又は4個であること。左右同数であること。	
		取付位置	左右対称に取り付けられていること。 (ただし、前面形状が非対称の自動車を除く。)	
	すれ違い用前照灯	備え付け	自動車の前面には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。	
		性能	確認距離	他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間前方15mの障害物を確認できること。
			灯光の色	白色であること。
			照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。
		灯火の個数	2個であること。左右同数であること。	
		取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上 地上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ)であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上(自動車の構造上 地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ)であること。 照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。	
	走行用前照灯	備え付けの色数	自動車の前面には、白色の走行用前照灯を備えること。 1個、2個又は4個であること。	
		確認距離	走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。(走行用前照灯光度が1灯10,000cd以上のものは、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。)	
			光度が10,000cd以上の前照灯の照射光線	照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。
		すれ違い用前照灯	備え付け灯光の色	自動車の前面には、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。 (光度が10,000cd未満の走行用前照灯を備えるものは除く)白色であること。
			照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上地上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ)であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上(自動車の構造上 地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ)であること。 照明部の最外縁は自動車側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。	

車幅灯(ポジションランプ) ※全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下の特定小型特殊自動車は除く。

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値		
34条	車幅灯	備え付け	自動車の前面の両側には車幅灯を備えること。	
		性能	灯火の個数	2個又は4個であること。
			灯光の色	白色であること。 ただし、方向指示器との集合式、結合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものは橙色でもよい。
		取付位置等	取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。 照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が非対称の自動車を除く。)
			取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
		構造	構造	前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mmを超える自動車にあっては、前照灯点灯時に消灯できないこと。 車幅灯は、尾灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。

尾灯(テールランプ) ※全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下の特定小型特殊自動車は除く。

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値		
37条	尾灯	備え付け	自動車の後面両側に備えること。	
		性能	灯光の色	赤色であること。
			取付位置等	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 ただし、後面に追加で備える尾灯は、前記規定によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。 この場合、尾灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さと垂直方向に600mm以上離れていること。 照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。 照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。	
		構造	運転者席において消灯できない構造又は前照灯、車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できないこと。	

後部反射器(リフレクター)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
38条	後部反射器等	備え付け	自動車の後面には、後部反射器を備えること。
		形 状	反射部は、三角形以外の形状であること。
		性 能	夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。(反射部の大きさが10cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
		反射光の色	赤色であること。
		取付位置	反射部の上縁の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
			反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
取付要件	反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		

制動灯(ブレーキランプ)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
39条	性能・取付位置等	備え付け	自動車の後面の両側には、制動灯を備えること。
		性 能	昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できること。(光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯 光 の 色	赤色であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 ただし、後面に追加で備える制動灯は、前記によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。 この場合、制動灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、追加で備える制動灯の照明部の下縁の高さと垂直方向に600mm以上離れていること。
			照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。
			照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
			車両中心線に対して左右対称に取り付けられていること。(ただし、後面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
構 造	主制動装置操作時のみ、点灯のこと。		
	尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。		

後退灯(バックランプ)

※全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下の特定小型特殊自動車は除く。

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
40条	性能・取付位置等	備え付け	自動車には、後退灯を備えること。
		性 能	昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、照射光線は他の交通を妨げないものであること。(光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯 光 の 色	白色であること。
		灯 光 の 数	1個又は2個であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ)であること。
			照明部の下縁の高さは地上250mm以上であること。 対をなす後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(非対称の外形の自動車は、可能な限りこれを満たすこと。)
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		
構 造	変速装置を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合にのみ点灯すること。		

方向指示器(ウインカー)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
41条	性能・取付位置等	備え付け	自動車の車両中心線上、前方及び後方30mの距離から指示部が見通せる位置に、少なくとも左右各1個備えること。
		性 能 確 認 距 離	昼間において点灯指示方向100mから、点灯を確認できること。(光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが長さ6m以上の自動車の場合40cm以上(長さ6m未満の自動車の場合20cm以上)又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯 光 の 色	灯光の色は橙色であること。
		点 滅 回 数	点滅回数は60~120回/分で、一定周期であること。
		対 称 取 付	方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取付のこと。(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)
		横断面方向	指示部の最内縁間隔は車幅が1,300mm以上の自動車は600mm以上、車幅が1,300mm未満の自動車は400mm以上であること。
			指示部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
		垂 直 方 向	指示部の上縁の高さは地上2,300mm以下であること。 指示部の下縁の高さは地上350mm以上であること。
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		